

令和元年（ネ）第4.540号 判決要旨

事件名 マイナンバー（個人番号）利用差止め等請求控訴事件
判決言渡日 令和6年3月25日
担当部・担当裁判官 第11民事部（大竹昭彦裁判長、武田美和子裁判官、押野純裁判官）
(筒井健夫裁判長代読)
控訴人（第1審原告） 宮崎俊郎 ほか178名
被控訴人（第1審被告） 国
原審 横浜地方裁判所

第1 事案の概要

- 1 本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法）に基づき、個人番号の付番を受けた1審原告らが、①番号利用法及び同法に基づく個人番号の収集、保存、利用及び提供等の制度（番号制度）は、1審原告らのプライバシー権等の人格権を侵害するものであり、憲法13条に違反する、②番号利用法19条15号及び17号は白紙委任であり、番号利用法施行令25条及び別表各号並びに個人情報保護委員会規則は法律による委任の範囲を逸脱し、いずれも憲法41条に違反するなどと主張して、被控訴人に対し、プライバシー権等の人格権に基づく妨害排除・妨害予防請求として、個人番号の収集、保存、利用及び提供の差止め並びに被控訴人が保存している1審原告らの個人番号の削除を求めるとともに、国家賠償法1条1項に基づき、上記プライバシー権等の人格権の侵害による損害賠償として、慰謝料各10万円及び弁護士費用各1万円（合計各11万円）並びにこれに対する遅延損害金の支払をそれぞれ求めた事案である。
- 2 原審は、1審原告らの請求をいずれも棄却した。そこで、1審原告らのうち控訴人らが、原判決の全部を不服として控訴した。

第2 爭点

- 1 番号利用法及び番号制度の憲法適合性
- 2 差止め等の必要性及び損害

第3 当裁判所の判断

1 結論

控訴棄却

2 理由の骨子

行政機関等が番号利用法に基づき特定個人情報の利用、提供等をする行為は、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表するものということはできず、憲法13条の保障する個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を侵害するものではないと解するのが相当である（最高裁令和4年（オ）第39号令和5年3月9日第一小法廷判決参照）。

したがって、その余について判断するまでもなく、控訴人らの請求はいずれも理由がない。

3 理由の要旨

(1) 憲法13条において認められる権利等について

個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有するものと解される。

(2) 番号利用法の定める目的の正当性及び同法に基づく個人番号の利用、提供等が上記正当な目的の

範囲内にあるか否か

番号利用法は、行政運営の効率化、給付と負担の公正性の確保、国民の利便性向上を図ること等を目的とするものであり、正当な行政目的を有するものということができる。

番号利用法は、個人番号の利用範囲を限定し、制限列挙した例外事由を除き特定個人情報の目的外利用、提供、収集又は保管を原則として禁止するなどしており、番号利用法に基づく特定個人情報の利用、提供等は、正当な行政目的の範囲内で行われているということができる。

(3) 番号利用法19条15号及び17号が政令等に特定個人情報の利用を委任していることが憲法41条に反するか

番号利用法19条15号は、目的外提供の例外について、法令の規定に基づく審査や調査等が行われる場合に準ずる公益上の必要があるときに限定して政令に委任したものと解され、白紙委任を行うものとはいえないし、これを受けた番号利用法施行令25条及び別表各号の内容をみても、上記の委任の範囲を超えるものとは認められない。

同法19条17号も、目的外提供の例外について、具体的かつ詳細な規定である同条1号から16号までに準ずる相当限られた場合に限定して個人情報保護委員会規則に委任したものであり、白紙委任を行うものとはいはず、これを受けた同規則の内容をみても、上記の委任の範囲を超えるものとは認められない。

(4) データマッチングやプロファイリングによる控訴人らのプライバシー権等の侵害について

番号利用法に基づく特定個人情報の利用、提供等に関して法制度上又はシステム技術上の不備があるとか、そのために特定個人情報が法令等の根拠に基づかず又は正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示又は公表される具体的な危険が生じているということはできない。

これまで生じた過誤事件は、いずれも個人番号制度における法制度上の仕組み又はシステム技術上の措置に不備があったことにより生じたものであるとは認め難い。

(5) 当審における控訴人らの補充主張に対する補足的判断

ア 番号利用法及び番号制度が侵害する憲法上の権利について

様々な類型が存在する個人に関する情報のうち、情報主体の同意によるコントロールを及ぼし自己決定を行うことが個人の人格的生存に不可欠と認めるべき情報が何であるかが明確に定まっているとは言い難いことは、控訴人らの主張を勘案してもなお否定できないところであり、憲法13条が、個人に対し、その個人情報全般について、同意によるコントロール及び自己決定を行うことを権利として保障しているとまで認めることには、なおちゅうちょを覚えざるを得ない。

イ 控訴人らのプライバシー権が侵害される具体的危険について

(7) 事故事例の多発による実害の発生について

番号利用法に基づく個人番号制度の運用開始後、個人番号や特定個人情報が流出したり、事務処理において不正な再委託されたりする事件が相当程度多数発生しているが、基本的には人為的ミス又は故意によるものであって、情報を記録した書面等について従前から存在した危険であることが認められ、番号利用法に基づく特定個人情報の利用、提供等に関して法制度上の不備があり、そのために特定個人情報が法令等の根拠に基づかず又は正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示又は公表される具体的な危険が生じているということはできない。

(イ) 個人情報保護委員会の機能不全について

個人情報保護委員会は、少なくとも番号利用法が定める重大な事態については、報告書中に具体的な再発防止策等の記載を求め、必要と認める限度で、指導・助言・報告徵収を行い、その

他の事案についても、報告収集等の際に再発防止策等を確認し、人為的ミスを防止するための研修資料の作成等を行うなどしていることが認められ、直ちに、規制の実効性を担保するための権限を行使できない状態にあるとか、委員会の人員不足のために特定個人情報の取扱いに関する規制の実効性を担保するための監視・監督機能を果たしていないなどということはできない。